

厚生労働省発基安1226第2号

労働政策審議会

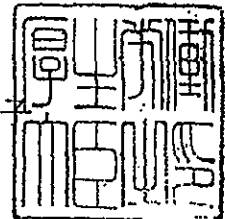
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第2号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成23年12月26日

厚生労働大臣

小宮山 洋子



労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 免許試験の受験機会の拡大等

一 労働安全衛生規則の一部改正

(一) ガス溶接作業主任者免許試験、林業架線作業主任者免許試験及び発破技士免許試験について、受験資格として規定されている実務経験を削除すること。

(二) ガス溶接作業主任者免許、林業架線作業主任者免許及び発破技士免許について、(一)により削除された実務経験と同様の内容を免許の交付要件として規定すること。

二 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

(一) 二級ボイラー技士免許試験及びボイラー整備士免許試験について、受験資格として規定されている実務経験を削除すること。

(二) 二級ボイラー技士免許及びボイラー整備士免許について、(一)により削除された実務経験と同様の内容を免許の交付要件として規定すること。

三 高気圧作業安全衛生規則の一部改正

- (一) 高圧室内作業主任者免許試験について、受験資格として規定されている実務経験を削除すること。
- (二) 高圧室内作業主任者免許について、(一)により削除された実務経験と同様の内容を免許の交付要件として規定すること。

四 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の試験員の要件として労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントとしてその業務に五年以上従事した経験を有する者を追加すること。

五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 特別特定機械等の範囲の拡大

一 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

- (一) 特定廃熱ボイラーに限られていた労働安全衛生法第三十八条第一項の規定により登録製造時等検査機関が製造時等検査（構造検査、溶接検査及び使用検査をいう。以下同じ。）を実施することができるとされている特別特定機械等の範囲を、ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（

小型压力容器を除く。)とすること。

(二) (一)による改正により、移動式ボイラーのボイラー検査証について、再交付の申請先を当該ボイラー検査証を交付した者とし、書き替えの届出及び返還先を所轄労働基準監督署長とすること。

(三) 労働安全衛生法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長がボイラー及び第一種压力容器に係る製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行う場合についての規定を追加すること。

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

(一) 登録製造時等検査機関の登録の区分

特定廃熱ボイラーとされていた登録製造時等検査機関の登録の区分をボイラー及び第一種压力容器とすること。

(二) 厚生労働大臣への報告

登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行ったときは、その結果について、当該製造時等検査を行った月の翌月末日までに製造時等検査結果報告書を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。